

高齢者の季節性のインフルエンザ 予防接種のお知らせ

ペットを飼育する
ときのマナー

トラブルにならないためには

一部公費負担による高齢者の季節性（新型ではありません）のインフルエンザ予防接種のお知らせです。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスにより感染し、高齢者がインフルエンザにかかる場合、気管支炎や肺炎を併発し、重症化や死亡のおそれもあります。そのため個人の発病・重症化の防止を目的として、予防接種法に基づき、定期の予防接種を行っています。

インフルエンザ予防接種（季節性）は、ご本人が希望する場合にのみ接種を行います。県内の予防接種を行う医療機関であれば、どこでも受けることができます。

◆対象者 接種日当日に次のいずれかに該当される方です。

・65歳以上の方

・60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん膜、呼吸器に重い病気のある方

◆接種期間 平成21年10月1日～平成21年12月31日（医療機関の休みを除く）

◆接種方法 県内実施医療機関での個別接種（接種の1週間前までに直接医院に確認のうえ予約してください。）

◆持つて行く物 健康保険証又は、後期高齢者医療被保険者証

◆個人負担金 1200円

（生活保護世帯の方は無料です。）接種当日医院窓口でお支払いください。

飼い主としての義務

☆適度な運動をさせ発育状況に応じたえさや水を与えましょう。

☆放し飼いをしないようにしましょう。

☆適切な飼育施設及び衛生管理に努めましょう。

☆散歩の時は飼い主が責任をもつてふん尿の処理を行いましょう。

☆最後まで責任をもつて飼いましょう。

☆動物による感染症の知識をもつことも重要で、健康管理にも注意しましょう。

☆名札や標識などをつけて、動物の所有者を明らかにするように努めましょう。

【犬の登録と狂犬病予防注射】

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。詳しくは環境課にお尋ねください。

こんな苦情やトラブルが寄せられます

- ・犬や猫が公園、道路、他人の土地、作物などを荒らす、汚す。
- ・犬や猫の汚物（ふん尿）などから悪臭が発生する。
- ・犬のふんの後始末がされていない。
- ・犬や猫を捨てる。
- ・犬を放し飼いにする。
- ・犬や猫の鳴き声がうるさい。

（まちづくり部 環境課）
（23）9130

担当：樋渡

